

# 山梨県公報

第千五百三十二号

平成十六年

十二月十三日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

救急病院等の認定……………七八一

救急病院等の申出の撤回の届出……………七八一

道路の区域変更(三件)……………七八一

### 公 告

公共測量の終了……………七八二

開発行為に関する工事の完了について……………七八二

換地処分の実施……………七八二

### 監 査 委 員

監査の結果に基づく措置状況……………七八二

## 告 示

### 山梨県告示第五百七十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田七百七十三番地

#### 二 認定期間

平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

### 山梨県告示第五百七十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。  
平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地

#### 二 撤回年月日

平成十六年十月三十一日

### 山梨県告示第五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年一月四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一八九八番の一地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字前田一八〇〇番の三地先まで	一・〇〇	一〇・〇	三〇・五	六七・三
	一一・〇	二七・五		

### 山梨県告示第五百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建

設部において、この告示の日から平成十七年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府玉穂中道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市大里町字東耕地二二五四番の五二地先から 甲府市大里町字東耕地二二九二番の一地先まで	九・〇 九・五	五・九 七・五		一五二・〇

山梨県告示第五百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市竹日向町字羅漢尻八二九番の一地从先から 甲府市竹日向町字羅漢尻七九三番の一地从先まで	一〇・七 一一・二	六・〇 六・八		二七・〇

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十六年十一月二十五日付けで甲府市大里土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 作業種類 公共測量（甲府市大里土地区画整理事業）
- 二 作業開始日 平成十六年四月二十三日
- 三 作業終了日 平成十六年十一月十五日
- 四 作業地域 甲府市大里町西部

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡田富町西花輪字阿原前二九一八の四、二九一八の五及び三〇五四の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市湯村一丁目九番二十七号 株式会社スオクサン・グロウプ 代表取締役 役 中山聖来

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（明野地区浅尾原工区）の換地処分を平成十六年十一月三十日実施した。

平成十六年十二月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

監 査 委 員

山梨県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監

種の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十七年十一月十三日

山梨県建設部 倉 石 園 康  
回 早 川 正 秋  
回 前 嶋 茂 松  
回 倉 尾 賢 一

#### 甲陽学園

- 1 監査執行年月日 平成16年5月21日
- 2 監査対象期間 平成15年度
- 3 指摘事項 児童福祉施設費負担金の収入未済金のうち、時効の成立により債権が消滅しているものについて、不納欠損処分を指導してきたところであるが、改善が見られなかった。
- 4 講じた措置 平成16年8月18日に、本庁へ不納欠損処分の合議を行った結果、同月27日に知事の承認を得たため、同月31日に不納欠損処分を行った。  
今後こうした事態が発生しないよう、適正な債権管理に努めていく。

#### 森林総合研究所

- 1 監査執行年月日 平成16年5月26日
- 2 監査対象期間 平成15年度
- 3 指摘事項 長期の収入未済金（債務者の死亡等により、債権の回収が不可能な珪石売却代金）があり、不納欠損処分を指導してきたところであるが、処理されていなかった。
- 4 講じた措置 今回の指導を踏まえ、関係法令等に則り、より適切な債権管理に努めていく。

#### 富士北麓・東部地域振興局 吉田林務環境部

- 1 監査執行年月日 平成16年7月26日
- 2 監査対象期間 平成15年度
- 3 指摘事項 小規模治山工事において、当初設計の積算に誤りがあり、工事費が過大となっていた。
- 4 講じた措置 工事の設計積算に当たり、従来のチェック体制を見直し、より

充実したチェック機能の強化を図ることとした。

また、積算システム体系の理解度の向上、同システムの基本となる積算基準等の習熟のため、部内で研修会を開催し、職員の技能向上に努めている。

#### 峡中地域振興局 建設部

- 1 監査執行年月日 平成16年9月6日
- 2 監査対象期間 平成15年度
- 3 指摘事項 道路使用料・河川使用料及び行政財産使用料の収入未済金のうち、時効の成立により債権が消滅しているものについて、不納欠損処分を指導してきたところであるが、改善が見られなかった。
- 4 講じた措置 道路使用料・河川使用料及び行政財産使用料の収入未済金のうち、時効の成立により債権が消滅しているものについて、平成16年10月25日付けで不納欠損処分を行った。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番